

2 荒子保第 2 0 0 0 号
令和 2 年 9 月 1 5 日
(公 印 省 略)

育児休業から職場へ復帰する予定の保護者の皆様

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田 寛士

新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日の取扱いについて
(令和 2 年 9 月 1 5 日時点)

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年 5 月 2 2 日付 2 荒子保第 6 7 2 号にて、育児休業からの職場復帰日を 1 0 月 1 日まで延長できることとしましたが、下記のとおり、職場復帰日の期限をさらに延長し、令和 3 年 4 月 1 日まで延長することができるものといたします。

記

1 職場復帰日の延長に関する書面等を提出していない方

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日について」を保護者ご自身でご記入の上、在籍園(内定含む)にご提出いただければ、職場復帰日を令和 3 年 4 月 1 日まで延長できることとします。

2 既に職場復帰日の延長に関する書面等を提出済みの方

- 既に勤務先が発行した職場復帰日の延長に関する書面や、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日について」をご提出いただいている場合、記入された「職場復帰予定日」を令和 3 年 4 月 1 日として取り扱うこととしますので、あらためて書面を提出していただく必要はございません。
- ただし、登園開始日及び職場復帰日については、必ず在籍園にご連絡ください。

(注) 本通知における対応方針は 9 月 1 5 日時点でのものであり、状況の変化等により変更する場合があります。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

荒川区子ども家庭部保育課入園相談係
(電話) 03-3802-3111 内線 3825